

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和4年度）

住 所 東京都中央区八重洲2-10-3

事業者名 国際興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 南 正人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	令和7年度末までにノンステップバス導入率100%となるよう、ノンステップバスの導入を進める。	計画通り実施済み

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
安全保安監視員の配置	高齢者の方や障害のある方のご利用が多い路線を中心として、安全保安監視員を乗車させて、乗降のお手伝いをさせて戴くと共に、車内事故防止やお客様のニーズの把握に努める。	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車イスのバスの乗降に関する研修の実施	車椅子のお客様が安全にご利用になれるよう、車いすの介助について外部講師を招き、指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。	外部講師による研修は実施出来ず。社内講師による研修を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内での情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>車内において、バス停車前に離席する車内事故防止の為、掲示物の変更を実施。</li> <li>駅前等で発車前のバスに事務員が乗り込み、お客様へ走行中の車内移動等の危険について周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画通り実施済み</li> <li>新型コロナウイルス感染対策の為、事務員による案内は中止し、乗務員による車内放送での案内に変更。(令和5年度以降再開予定)</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
外部研修の定期的な受講	・交通エコロジーモビリティ財団の実施する「交通サポートマネージャー研修」を、運行管理者及び指導的地位にある乗務員が受講し、社内での教育時に展開する。	計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内放送による優先利用の広報啓発	車内放送により、車椅子スペースを必要とされているお客様が適正に利用できるよう、優先利用の周知を行う。	計画通り実施済み
訪問啓発の実施	高齢者施設、高齢者団体を訪問し、車内事故防止の啓発を行う。	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・障害のある方を外部講師として招き、介助接遇に関する講習会を開催する。
- ・各営業所に乗務員教育用に備え付けの車いすを活用し、新入乗務員を中心に技術向上に努めた。
- ・HPや電話で戴く「お客様の声」を社内でも共有し、改善に努めた。

(3) 報告書の公表方法

ウェブサイト(弊社ホームページ)に掲載

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフトを備え たもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備え たもの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	890	837	529	308	0	0	0	53	37	0	0	16	0	16
年度内に 供用を開 始した車 両数	62	60	60	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	78	75	14	61	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
年度末車 両数	874	822	575	247	0	0	0	52	36	0	0	16	0	16

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。